

## 参 考 资 料

## ■ 亀山市都市マスタープラン市民協議会委員名簿

|     | 氏名    | 役職                          | 委嘱期間              |
|-----|-------|-----------------------------|-------------------|
| 会 長 | 村山 顕人 | 東京大学准教授                     | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 副会長 | 藤枝 秀樹 | 愛知産業大学教授                    | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 伊藤 峰子 | 亀山商工会議所                     | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 小林 研二 | 亀山市雇用対策協議会                  | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 森 日出子 | 三重県宅地建物取引業協会                | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 中浦 達也 | 三重県建築士会鈴鹿支部                 | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 早川 三雄 | 亀山市農業委員会                    | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 山内 秀喜 | 亀山森林管理協議会                   | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 岡安 祐子 | 日本労働組合総連合会三重県連合会<br>亀山地域協議会 | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 近藤 保行 | かめやま防災ネットワーク                | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 刀根 勝  | 亀山市地域公共交通会議                 | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 廣森 葉子 | 亀山市廃棄物減量等推進審議会              | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 野田 健一 | 市 民                         | 平成 30 年 1 月 11 日～ |
| 委 員 | 森中 英夫 | 市 民                         | 平成 30 年 1 月 11 日～ |

## ■ 庁内体制

| 組織名                   | 委員名簿  | 期間                 |
|-----------------------|---|--------------------|
| 亀山市都市マスター<br>プラン改定委員会 | 委員長：副市長 副委員長：建設部長<br>委員：企画総務部長、財務部長、<br>市民文化部長、健康福祉部長、<br>環境産業部長、地域医療部長、<br>教育次長、危機管理局長、<br>文化振興局長、関支所長、<br>上下水道局長                    | 平成 29 年 10 月 16 日～ |
|                       | 委員長：副市長 副委員長：建設部長<br>委員：企画総務部長、財務部長、<br>市民文化部長、健康福祉部長、<br>環境産業部長、地域医療部長、<br>教育次長、危機管理局長、<br>文化振興局長、関支所長、<br>上下水道局長、消防次長<br>子ども総合センター長 | 平成 29 年 11 月 6 日～  |
|                       | 委員長：副市長 副委員長：産業建設部長<br>委員：総合政策部長、生活文化部長、<br>健康福祉部長、上下水道部長、<br>地域医療部長、消防部長、<br>教育部長、総合政策部次長、<br>産業建設部次長、関支所長、<br>危機管理監                 | 平成 30 年 4 月 1 日～   |
|                       | 委員長：副市長 副委員長：産業建設部長<br>委員：総合政策部長、生活文化部長、<br>健康福祉部長、上下水道部長、<br>地域医療部長、消防部長、<br>教育部長、総合政策部次長、<br>健康福祉部次長、産業建設部次長、<br>関支所長、危機管理監         | 平成 30 年 5 月 15 日～  |

| 組織名                                | 委員名簿   | 期間                |
|------------------------------------|--|-------------------|
| 亀山市都市マスター<br>プラン改定委員会ワ<br>ーキンググループ | <p style="text-align: center;"><b>&lt;改定委員会の下部組織&gt;</b></p> 企画政策室長、危機管理室長、消防総務室長<br>契約管財室長、教育総務室長、<br>地域づくり支援室長、まちなみ文化財室長、<br>地域サービス室長、観光振興室長、<br>地域副室長、長寿健康づくり室長、<br>地域医療室長、子ども家庭室長、環境保全室長、<br>森林林業室長、商工業振興室長、農政室長、<br>用地管理室長、都市計画室長、道路整備室長、<br>維持修繕室長、営繕住宅室長、建築開発室長、<br>上水道室長、下水道室長 | 平成 29 年 11 月 6 日～ |
|                                    | <p style="text-align: center;"><b>&lt;改定委員会の下部組織&gt;</b></p> 政策課長、防災安全課長、消防総務課長、<br>財務課長、教育総務課長、まちづくり協働課長、<br>地域観光課長、地域福祉課長、長寿健康課長、<br>地域医療課長、子ども未来課長、環境課長、<br>産業振興課長、用地管理課長、土木課長、<br>都市整備課長、上水道課長、下水道課長   | 平成 30 年 4 月 1 日～  |

## ■ 亀山市都市マスタープラン策定経過

### ◇ 亀山市都市マスタープラン市民協議会

|     | 開催日         | 内容  |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成30年1月18日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープランの改定について</li> <li>・ 市民アンケートの結果について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープランの構成について</li> <li>・ 地域懇談会について</li> </ul> |
| 第2回 | 平成30年5月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定の概要について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定内容の中間報告について</li> <li>・ ワークショップの開催について</li> </ul>              |
| 第3回 | 平成30年8月6日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>   |
| 第4回 | 平成30年11月21日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン素案について</li> </ul>  |

### ◇ 亀山市都市マスタープラン改定委員会

|     | 開催日         | 内容  |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成29年11月6日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープランの改定について</li> <li>・ ワーキンググループの設置について</li> <li>・ 市民アンケートについて</li> </ul>  |
| 第2回 | 平成30年1月11日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回亀山市都市マスタープラン改定委員会について</li> <li>・ 市民アンケートの結果について</li> <li>・ 将来の都市の方向性について</li> <li>・ 亀山市改定都市マスタープランの構成について</li> <li>・ 都市マスタープラン市民協議会について</li> <li>・ 地域懇談会について</li> </ul> |
| 第3回 | 平成30年4月27日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度亀山市都市マスタープラン改定委員会の構成について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定の概要について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定内容の中間報告について</li> <li>・ ワークショップの開催について</li> </ul>                                  |
| 第4回 | 平成30年8月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>   |
| 第5回 | 平成30年9月20日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>   |
| 第6回 | 平成30年11月14日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン素案について</li> </ul>  |
| 第7回 | 平成31年2月25日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン（案）について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン戦略方針の施策推進スケジュールについて</li> </ul>  |

◇ 亀山市都市マスタープラン改定委員会ワーキンググループ

|     | 開催日         | 内容   |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成29年12月27日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープランの改定について</li> <li>・ 市民アンケートの結果について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープランの構成について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン市民協議会について</li> <li>・ 地域懇談会について</li> </ul> |
| 第2回 | 平成30年4月16日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定の概要について</li> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定内容の中間報告について</li> <li>・ ワークショップの開催について</li> </ul>   |
| 第3回 | 平成30年7月18日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>  |
| 第4回 | 平成30年9月13日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>  |
| 第5回 | 平成30年10月31日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン素案について</li> </ul>   |

◇ 都市計画審議会

|      | 開催日         | 内容   |
|------|-------------|--|
| 第28回 | 平成30年6月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン改定内容の中間報告について</li> </ul>      |
| 第29回 | 平成30年10月3日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン全体構想中間案について</li> </ul>        |
|      | 平成30年12月6日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン素案について</li> </ul> <p>【諮問】</p> |
| 第30回 | 平成30年12月19日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀山市都市マスタープラン素案について</li> </ul> <p>【答申】</p> |

◇ 市民意見

|           | 開催日                     | 内容   |
|-----------|-------------------------|--|
| 市民アンケート   | 平成29年11月21日から平成29年12月6日 | 調査対象：市内在住18歳以上の市民1,200人<br>回収状況：回答者数420人（回収率35.0%） |
| 地域懇談会     | 平成30年3月9日から平成30年6月3日    | ・ まちづくり協議会（22地区）へ市民アンケート結果等について意見聴取                |
| ワークショップ   | 平成30年6月16日              | 第1回：亀山市らしい観光とは（観光交流）                               |
|           | 平成30年6月23日              | 第2回：にぎわいあるまちとは（市街地）                                |
|           | 平成30年6月24日              | 第3回：生活しやすいまちとは（土地利用）                               |
| パブリックコメント | 平成30年12月27日から平成31年1月25日 | 亀山市都市マスタープラン（案）への意見募集                              |

■都市計画審議会諮問

亀都第01-1475号  
平成30年12月6日

亀山市都市計画審議会会長 様

亀山市長 櫻井 義之



亀山市都市マスタープラン（素案）について（諮問）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針である、亀山市都市マスタープランを策定するため、貴審議会に意見を求めます。

記

1. 亀山市都市マスタープラン（素案）について

## ■都市計画審議会答申

平成30年12月19日

亀山市長 櫻井義之 様

亀山市都市計画審議会  
会長 村山 顕 人



### 亀山市都市マスタープラン（素案）について（答申）

平成30年12月6日付け亀都第01-1475号で諮問のありました、亀山市都市マスタープラン（素案）につきましても、内容が適切でありましたので、その旨答申いたします。

なお、都市マスタープランの推進にあたっては、下記に留意されることを要望します。

### 記

1. 市庁舎やリニア中央新幹線停車駅の位置が決定するなど、都市の将来にとって大きな影響を与えることが今後想定されるので、適切に本計画の運用及び見直しを行うこと。
2. 市街地の拡散と無秩序な土地利用を抑制するため、速やかに「亀山市にふさわしい土地利用制度」の運用を進めること。
3. 本計画の推進にあたっては、関係部署と連携し、即効性と実効性のあるものとする。
4. 計画の十分な周知を行い市民への理解が得られるよう努めること。

## 用語の解説

### あ 行

#### 空き家バンク

地方公共団体によって運営されており、空き家の所有者と利用希望者のマッチングをする仕組み。地方公共団体は、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、移住希望者に紹介する。

#### 空き家リノベーション補助制度

空き家の改修（リノベーション）にかかる費用を、地方公共団体が条件付きで補助する制度。

#### アクセス

ある場所への出入りや到達するための手段または交通手段のこと。

#### アスレチック

自然を利用し、途中に遊具をおいてつくったコースで行う野外運動の一種。

#### 移動困難者

高齢者や障害者など移動の際に身体的な困難を持つ者。

#### インフラ

インフラストラクチャーの略で、社会資本などと訳される。道路、上・下水道、電気、公共施設など産業や社会生活の基盤となる施設のこと。

#### 沿道サービス施設

車輛の通行上必要不可欠なサービスをさし、ガソリンスタンドや自動車修理場等

がこれに該当するとされている。広い意味では、幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務施設など、多様な市民サービス機能をもった施設全般を指す。

#### 応急給水塔

地震などにより水道管からの給水ができなくなった場合、給水車による運搬給水を行う必要があり、その給水車に水を補給するため、高い位置に蛇口を設置した施設。

#### 大型商業施設

以下に示す用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。（用途：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊戯場、その他これらに類する用途に供する建築物）

#### 汚水処理人口普及率

公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する比率。

### か 行

#### 開発行為

建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）。

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の氾濫流、河岸の浸食幅の予測から、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域。

## 河岸段丘 \_\_\_\_\_

河岸（川の岸）にみられる階段状の地形。陸地の隆起または水面の低下により、もとの谷の中に新しい谷ができて旧谷床は段丘面、新谷壁が段丘崖になる。

## 可住地人口密度 \_\_\_\_\_

可住地における単位面積あたりに居住する人口。可住地とは、道路等の公共公益施設や斜面緑地等を除いた住むことが可能な土地のこと。

## 合併浄化槽、合併処理浄化槽 \_\_\_\_\_

汚水（水洗便所に限り）を厨房汚水等の雑排水と一緒にして、処理する方式の浄化槽。

## 亀山駅周辺市街地総合再生基本計画 \_\_\_\_\_

J R 亀山駅周辺の再生に向け、本市が地区整備の基本方針や基本的な考え方を整理するとともに、整備手法検討を行った計画（平成26年5月策定）。

## かめやま環境プラン

### （亀山市環境基本計画） \_\_\_\_\_

亀山市環境基本条例第8条に基づき、環境に関する基本施策を具現化したもの（平成26年3月策定）。

## 亀山市環境基本条例 \_\_\_\_\_

環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、すべての者の参加と協働により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築を目指すため本市が定めたもの。

## 亀山市狭あい道路後退用地整備要綱 \_\_\_\_\_

本市が、生活道路の整備のため、狭あい

道路に係る後退用地の確保及び整備に関し必要な事項を定めたもの。

## 亀山市景観計画 \_\_\_\_\_

景観法に基づき、本市の風土を生かした美しいまちの景観を保全・創出するための計画として策定したもの（平成23年6月策定）。本市の歴史や自然などの優れた景観を保全するための基準を定めている。

## 亀山市下水道事業経営戦略 \_\_\_\_\_

本市が、下水道事業を安定的に継続していくため、中長期的な指針として策定した経営戦略（平成29年12月策定）。

## 亀山市公共施設等総合管理計画 \_\_\_\_\_

本市が保有する公共施設及びインフラについて、人口や財政の将来予測を踏まえ、長期的な視点をもって、総合的かつ計画的な管理を推進するために策定した計画（平成29年3月策定）。

## 亀山市地域公共交通計画

### （亀山市地域公共交通網形成計画） \_\_\_\_\_

本市の交通資源の状況や市民ニーズ、地域の移動需要の調査などを踏まえた、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（平成29年10月策定）。

## 亀山市地域まちづくり協議会条例 \_\_\_\_\_

自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会の活動の定着化及び活性化を図り、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とした条例。

## 亀山市地球温暖化防止対策実行計画

### 【区域施策編】 \_\_\_\_\_

市内から排出される二酸化炭素を削減するため、自然的・社会的条件を踏まえ、市民・コミュニティ組織・事業者・市が一体となって取り組んでいく計画(平成26年3月策定)。

## 亀山市まちづくり基本条例 \_\_\_\_\_

市民・市議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり(基本原則)などを本市が定めたもの。

## 亀山市立地適正化計画 \_\_\_\_\_

鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び居住の誘導等を効率的・効果的に進めることで、本市の「都市力」の向上を図り、コンパクトなまちづくりを実現するため、「都市再生特別措置法」に基づき、本市が策定した計画(平成29年10月策定)。

## 環境美化ボランティア \_\_\_\_\_

市民等と市とが協働して美しい公共空間の創出を図ることを目的とした「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱」に基づき活動する市民及び団体等を指す。

## 基幹的公共交通(鉄道)軸

### 徒歩圏人口カバー率 \_\_\_\_\_

片道30本以上のサービス水準の鉄道駅から800m以内の人口比率。

## 急傾斜地崩壊危険箇所 \_\_\_\_\_

斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地

で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が5戸以上ある箇所。

## 急傾斜地崩壊危険区域 \_\_\_\_\_

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、崩壊のおそれがあるため、崩壊対策工事や一定の行為制限を必要とする区域として、都道府県知事が指定した区域。

## 狭隘道路 \_\_\_\_\_

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

## 協働 \_\_\_\_\_

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

## 居住誘導区域 \_\_\_\_\_

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

## 緊急遮断弁 \_\_\_\_\_

大きい地震を感知すると自動的に閉止し、配水を止めることのできる機能を持った弁。これにより配水池の水が流出してしまうことを防止する。

## 景観形成推進地区 \_\_\_\_\_

景観計画区域のうち、良好な景観の形成を図る必要があると認める地区。

## 景観重点地区 \_\_\_\_\_

景観形成推進地区のうち、更に積極的な景観形成基準等を定める地区。

#### 公共下水道

主として市街地の下水を排除しまたは処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。

#### 鉱区禁止地域

鉱業等に係る土地利用の調整手段等に関する法律に基づき、指定された鉱物の鉱区とすることができない地域。

#### 高次医療機能

市内の居住者の日常的な医療を対象とする基礎的医療機能に対して、専門性の高い医療を対象とした医療機能のこと。

#### 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、国土交通省及び都道府県が指定した区域。

#### 高度利用

容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

#### 国勢調査

我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査。

#### 混雑度

道路の混雑の程度を表す指標で、交通の容量に対する実際の交通量の比で示される。混雑度が1.0を超えると、当該道路が混んでいることを示している。

## さ 行

#### 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、権利変換方式による第一種市街地再開発事業と管理処分方式による第二種市街地再開発事業がある。前者は、権利者で結成する組合等が施行者となって事業を行うもので、後者は、公共性、重要性が高いものについて地方公共団体などが施行者になって事業を行うものである。

#### 里山

環境省は、奥山と都市の間にある集落や雑木林、田畑、草原など人間活動によって維持されている「二次的」な自然と定義している。

#### 産業振興条例

本市内において事業所の新設、増設又は移設を行う者に対して、奨励措置を講ずることにより、新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進及び産業の高度化を図り、もって就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することを目的とした条例。

## 斜面緑地

市街地から身近に眺望され、又はふかんだされる台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して個性のかつ良好な自然環境を形成しているものをいう。

## 重要伝統的建造物群保存地区

各地に残る歴史的な集落や町並みなどを市町が条例等により指定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定した地区。

## 準都市計画区域

積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての総合的な整備、開発及び保全に支障が生ずるおそれがある区域について指定するもの。

## 白地地域

都市計画区域内において用途地域指定のない地域。

## 人口集中地区（D I D）

国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、1）原則として密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

## 水源かん養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えると

ともに、地下に浸透させ、降雨が河川に直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・増進する自然の働きのこと。

## スマートインターチェンジ

サービスエリアやパーキングエリアに設置する簡易的なETC専用インターチェンジ。

## 生活排水処理アクションプログラム

三重県内の生活排水処理施設の整備について、市町別に生活排水処理施設の整備手法を定め、目標年度における整備水準を示したもので、生活排水処理施設整備のマスタープランとして位置づけられている。

## 生態系

一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して1つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素。海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系であるが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系がありうる。

## 全国都市交通特性調査

「全国横断的」かつ「時系列的」に都市交通の特性（外出率、トリップ原単位、交通手段分担率等）を把握する調査。

## 線引き制度

都市の無秩序な拡大を防ぐことを目的に、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもの。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね

10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

## た 行

### 多世代循環コミュニティ \_\_\_\_\_

住宅団地において、世帯主の年齢や家族構成等の類似した供給開始当初の入居者が居住を続けることにより、少子・高齢化等が同時に起こるため、この解消を図るため、多様な世帯・世代が住み続けられる住まいの供給により、新しい居住者の移住を進めるもの。

### ため池決壊浸水想定区域 \_\_\_\_\_

ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域。

### 地域高規格道路 \_\_\_\_\_

高速道路などの高規格幹線道路を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える自動車専用道路またはこれと同等の規格を有する道路として指定される道路。

### 地域森林計画対象民有林区域 \_\_\_\_\_

森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林区域のこと。民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指す。民有林には個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

### 地区計画 \_\_\_\_\_

都市計画法に基づく地区計画等の一種で、良好なまちづくりを誘導するため、地域住民等の意見を反映し、地区の特性に応

じた建築制限等を都市計画として定めるもの。

### 着地型観光 \_\_\_\_\_

旅行の発地（出発地）ではなく、着地（到着地）が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。

### 低炭素社会 \_\_\_\_\_

二酸化炭素の排出量が少ない社会のこと。

### 低未利用地 \_\_\_\_\_

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

### 伝統的建造物群保存地区 \_\_\_\_\_

文化財保護法の規定により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区。

### 道路交通センサス \_\_\_\_\_

道路が現在どのように使われているか、道路整備の現状はどのようになっているのか等について全国規模で調査することにより、将来における道路交通計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として概ね5年毎に実施される調査。

## 特定大規模災害 \_\_\_\_\_

「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの。

## 特定用途制限地域 \_\_\_\_\_

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用を行うため、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域地区。

## 都市機能誘導区域 \_\_\_\_\_

居住誘導区域内に設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域。

## 都市計画区域 \_\_\_\_\_

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用等の現況とその推移を考慮して、市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として指定されたもの。

## 都市計画区域マスタープラン \_\_\_\_\_

都市計画法第6条の2による「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都市計画の目標、区域区分の有無、土地利用、都市施設整備の方針などを県が定めるもの。

## 都市計画道路 \_\_\_\_\_

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて、都市計画決定された道路。

## 都市施設 \_\_\_\_\_

都市計画法に規定された施設で、主なものは、道路・公園・下水道・ごみ焼却場・広場・火葬場・緑地等を指す。

## 土砂災害警戒区域 \_\_\_\_\_

急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒非難体制を整備する必要がある土地の区域。

## 土砂災害特別警戒区域 \_\_\_\_\_

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

## な 行

## 南海トラフ地震防災対策推進地域 \_\_\_\_\_

内閣総理大臣によって、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域に指定される区域。

## 日常生活サービス施設（鉄道駅は除く）

### の徒歩圏充足率 \_\_\_\_\_

日常生活サービス施設から800m以内の人口比率。ここにおける日常生活サービス

施設とは、病院や診療所（内科又は外科）などの医療施設、福祉施設（通所系・訪問系施設、小規模多機能施設）、商業施設（専門スーパー、総合スーパー）のことを指す。

### 認定こども園 \_\_\_\_\_

就学前の子供に幼児教育と保育をあわせて提供し、地域の子育て支援を行なう施設。

### ネットワーク \_\_\_\_\_

網という意味の英単語。複数の要素が互いに接続された網状の構造体。

### 乗合タクシー \_\_\_\_\_

市内の公共交通不便地域の解消及び今後増加が見込まれる運転免許証返納者への対策として、市民の移動需要の実情に効率よく対応できるよう、鉄道・バスを補完する公共交通。

### 農業集落排水 \_\_\_\_\_

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。主として集落を単位とした小規模分散システムであるため、処理水が農業用水などとして集落内で反復利用され、地域の水環境の保全に役立つ。

### 農振農用地 \_\_\_\_\_

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められた、農用地等として利用すべき土地の区域。

## は 行

### ハザードマップ \_\_\_\_\_

災害の発生に注意が必要な場所や、防災のための施設などを地図上に記載したも

ので、被害を最小限に止めるため、日頃から自分の住んでいる場所や周囲の危険性の周知を図るために活用される。

### バリアフリー \_\_\_\_\_

障がい者や高齢者等が日常生活を送るうえで、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的、制度的、心理的に障がいとなるものを除去すること。

### フレーム \_\_\_\_\_

人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加えて設定する、市街地として必要と見込まれる面積。

### 保安林 \_\_\_\_\_

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

### ポテンシャル \_\_\_\_\_

可能性としての力。潜在する力。

## ま 行

### 三重県都市計画道路見直しガイドライン \_\_\_\_\_

三重県内の長期未整備となっている都市計画道路の今後の方向性（廃止・変更・存続）を検討するための基本的な考え方や手順を示す指針（平成19年3月策定）。

## や 行

### 遊休農地 \_\_\_\_\_

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込ま

れる農地。

## 遊水機能 \_\_\_\_\_

降った雨や川からあふれた水が一時的に滞留する機能。

## ユニバーサルデザイン \_\_\_\_\_

すべての人々にとって、出来る限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。バリアフリーが主に障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、ユニバーサルデザインは、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方で用いられる。

## 用途地域 \_\_\_\_\_

都市機能の維持・増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途や形態について制限を行う制度。

【「用途地域の種類」を参照⇒】

## ら 行

### ライフスタイル \_\_\_\_\_

個人の生き方、暮らしぶりのこと。衣食住に関することがらだけでなく、行動様式や価値観なども含めて用いられる。

### ライフライン \_\_\_\_\_

電気・ガス・上下水道や電話など、都市生活や都市活動を支えるために地域に張り巡らされている供給処理・情報通信の施設。

### ランニングコスト \_\_\_\_\_

設備や建物を維持するために必要となるコスト。

## 流域下水道 \_\_\_\_\_

都道府県が河川等の流域単位で広域的観点から整備し、2つ以上の市町村区域の下水を排除し、かつ、終末処理場を有するもの。

## 歴史的風致維持向上計画 \_\_\_\_\_

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく計画で、亀山市では平成21年1月に全国で最初に認定された5都市に選ばれた。

## わ 行

### ワークショップ \_\_\_\_\_

まちづくり等の計画づくりにおいて、地域に係わる多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決方策等を検討するために、協力しながら行う共同作業のこと。

## 英数先頭

### DMO \_\_\_\_\_

地域における観光をマネジメントする組織、法人のことで、地域の観光資源を活かし、地域と協働しながら観光地づくりを行うもの。

Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略。

用途地域の種類

| 名 称     |        | 概 要  |   |
|---------|--------|--|---|
| 住居系用途地域 | 住居専用地域 | 第一種低層住居専用地域  | 低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、また小中学校などが建築可能。                  |
|         |        | 第二種低層住居専用地域  | 主として低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店舗などが建築可能。                  |
|         |        | 第一種中高層住居専用地域   | 中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建築可能。                         |
|         |        | 第二種中高層住居専用地域   | 主として中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所など必要な利便施設が建築可能。   |
|         | 住居地域   | 第一種住居地域  | 住居の環境を保護するための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建築可能。                                 |
|         |        | 第二種住居地域  | 主として住居の環境を保護するための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建築可能。                             |
|         |        | 準住居地域  | 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。一定の自動車修理工場などが建築可能。 |
| 商業系用途地域 | 近隣商業地域 | 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建築可能。 |   |
|         | 商業地域   | 主として商業その他の業務の利便を増進するための地域。銀行、映画館、飲食店などのほか、住宅や小規模の工場も建築可能。                |   |
| 工業系用途地域 | 準工業地域  | 主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建築可能。               |   |
|         | 工業地域   | 主として工業の利便を増進するための地域。どんな工場でも建てられ、住宅、店舗も建築可能だが、学校、病院、ホテルなどは建築できない。         |   |
|         | 工業専用地域 | 工業の利便を増進させるための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建築できない。                 |   |

本計画内に記載のある、「まちづくり」、「都市づくり」、「地域づくり」については、次のような考えで、記載を分けています。

|       |  |
|-------|--|
| まちづくり | 総合計画に示された範囲であり、産業、都市計画、環境、福祉、教育、文化など、すべての要素を一体的にとらえ、実践されるもの。 |
| 都市づくり | 都市マスタープランの全体構想に示す範囲であり、産業、商業、土地利用、都市整備など、都市形成の方針に基づき実践されるもの。 |
| 地域づくり | 都市マスタープランの地域別構想に示す範囲であり、各地域の特色を活かし地域住民と行政が協働で考え、実践されるもの。     |